

滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和7年12月の民生委員の一斉改選に当たり、民生委員の定数を定数基準に応じたものとするため、滋賀県民生委員の定数を定める条例（平成27年滋賀県条例第7号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 民生委員の定数の範囲を改めることとします。
- (2) この条例は、令和7年12月1日から施行することとします。

滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 12 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県民生委員の定数を定める条例（平成 27 年滋賀県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

表彦根市の項中「135 人」を「140 人」に、「287 人」を「298 人」に改め、同表長浜市の項中「129 人」を「132 人」に、「273 人」を「280 人」に改め、同表近江八幡市の項中「123 人」を「126 人」に、「287 人」を「296 人」に改め、同表草津市の項中「167 人」を「177 人」に、「354 人」を「376 人」に改め、同表守山市の項中「119 人」を「124 人」に、「278 人」を「291 人」に改め、同表栗東市の項中「102 人」を「106 人」に、「239 人」を「248 人」に改め、同表甲賀市の項中「130 人」を「134 人」に、「304 人」を「314 人」に改め、同表野洲市の項中「73 人」を「77 人」に、「171 人」を「179 人」に改め、同表湖南市の項中「86 人」を「88 人」に、「202 人」を「207 人」に改め、同表高島市の項中「73 人」を「74 人」に、「170 人」を「174 人」に改め、同表東近江市の項中「125 人」を「130 人」に、「266 人」を「276 人」に改め、同表米原市の項中「52 人」を「53 人」に、「122 人」を「125 人」に改め、同表日野町の項中「42 人」を「43 人」に、「120 人」を「125 人」に改め、同表竜王町の項中「63 人」を「64 人」に改め、同表愛荘町の項中「41 人」を「42 人」に、「118 人」を「122 人」に改め、同表甲良町の項中「37 人」を「38 人」に改め、同表多賀町の項中「41 人」を「42 人」に改める。

付則第 2 項中「273 人」を「280 人」に、「266 人」を「276 人」に、「122 人」を「125 人」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

滋賀県民生委員の定数を定める条例新旧対照表

旧		新	
民生委員法（昭和 23 年法律 198 号）第 4 条第 1 項の民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数の範囲内で知事が定めるものとする。		民生委員法（昭和 23 年法律 198 号）第 4 条第 1 項の民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数の範囲内で知事が定めるものとする。	
彦根市	135人以上287人以内	彦根市	140人以上298人以内
長浜市	129人以上273人以内	長浜市	132人以上280人以内
近江八幡市	123人以上287人以内	近江八幡市	126人以上296人以内
草津市	167人以上354人以内	草津市	177人以上376人以内
守山市	119人以上278人以内	守山市	124人以上291人以内
栗東市	102人以上239人以内	栗東市	106人以上248人以内
甲賀市	130人以上304人以内	甲賀市	134人以上314人以内
野洲市	73人以上171人以内	野洲市	77人以上179人以内
湖南市	86人以上202人以内	湖南市	88人以上207人以内
高島市	73人以上170人以内	高島市	74人以上174人以内
東近江市	125人以上266人以内	東近江市	130人以上276人以内
米原市	52人以上122人以内	米原市	53人以上125人以内
日野町	42人以上120人以内	日野町	43人以上125人以内
竜王町	22人以上63人以内	竜王町	22人以上64人以内
愛荘町	41人以上118人以内	愛荘町	42人以上122人以内
豊郷町	15人以上43人以内	豊郷町	15人以上43人以内
甲良町	13人以上37人以内	甲良町	13人以上38人以内
多賀町	14人以上41人以内	多賀町	14人以上42人以内

付 則 1 省略 2 当分の間、本則の表長浜市の項中「<u>273人</u>」とあるのは「325人」と、同表東近江市の項中「<u>266人</u>」とあるのは「294人」と、同表米原市の項中「<u>122人</u>」とあるのは「129人」とする。 3 省略	付 則 1 省略 2 当分の間、本則の表長浜市の項中「<u>280人</u>」とあるのは「325人」と、同表東近江市の項中「<u>276人</u>」とあるのは「294人」と、同表米原市の項中「<u>125人</u>」とあるのは「129人」とする。 3 省略
--	--